# [事案 2023-352] 損害賠償請求

· 令和 6 年 9 月 24 日 裁定終了

#### <事案の概要>

損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成2年4月に個人年金保険(被保険者:申立人、契約者:夫)を契約(契約①)し、同年6月に終身保険(被保険者・契約者:夫)を契約(契約②)し、平成29年6月に契約②を医療保険(被保険者・契約者:夫)に転換(契約③)した。また、同年8月に医療保険(被保険者・契約者:申立人)を契約(契約④)したが、契約④は平成30年4月に告知義務違反により解除された。しかし、契約①には、災害入院特約、疾病入院特約および成人病入院特約(あわせて「本特約」)が付加されており、本特約は平成29年4月に満了していたが、保険会社が、本特約満了の際に契約④の提案をしなかったことにより3か月間の無保険期間が生じ、さらに契約④を解除されたことにより無保険となってしまい精神的苦痛を被ったため、慰謝料を含む損害賠償を求める。

- (1)契約④の告知義務違反について、保険会社に対し、正しい調査を5年以上要望し続けたが真摯に対応されなかった。
- (2) 平成 29 年 5 月、募集人が自宅に訪問した際、自分は、契約①の特約保険料の振込用紙が届かなかったので募集人に尋ねたが、募集人はそれに答えず、平成 29 年 7 月になって突然契約④を提案され、契約④を契約するまでに 3 か月間の無保険期間が作られた。また、その後、保険会社から告知義務違反を理由に契約④を解除されて無保険になってしまった。
- (3)契約③の申込書の日付は平成29年5月上旬であるが、同日には募集人と会っておらず、夫の署名は本人のものでなく偽造されている。また、契約④の申込書の自分の署名も偽造である。

## <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本特約の特約保険期間の終了は、契約内容にもとづくものであり、また、当社には新規契約を提案する義務は無い。本特約の終了については、当社は、毎年、契約内容通知文書にて、特約を含めた保険期間(満期日)の連絡をしている。
- (2)契約④の解除については、医師の診断書から、申立人は、平成28年4月に菌状息肉症の診断を受けていたことが判明しており、当社の告知義務違反解除に不当なところはない。

## <裁定の概要>

### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約④の契約時の事情等を 把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。